

## 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設ユーティリティスタジオ等使用許可要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設のユーティリティスタジオ、テストキッチン、交流スペース、ギャラリー又は会議室（以下「スタジオ等」という。）の使用許可等について、鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例（平成12年条例第64号。以下「条例」という。）及び鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設条例施行規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用の区分)

第2条 条例第4条第1項の規定によるスタジオ等の使用について、次の各号に掲げる通り区分する。

- (1) 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点入居用施設及びシェアオフィス使用者が、入居用施設あるいはシェアオフィスの使用（更新）許可にあたって市長に提出した事業計画に基づく目的で使用するとき
- (2) 次のいずれかに該当する者が、鹿児島市の産業振興に資する会議、セミナー、ワークショップ、展示、商品開発、研究開発、情報発信、交流等を目的として使用するとき
  - ア 鹿児島市内の企業（個人事業者を含む。）
  - イ 鹿児島市内の中小企業者等で組織される組合、団体
  - ウ 鹿児島市の外郭団体
  - エ 鹿児島県及びその外郭団体
  - オ 国及びその外郭団体
  - カ 大学、高専及び短大等の教育機関
  - キ その他市長が特に認める者
- (3) 鹿児島市が使用するとき
- (4) 前3号に該当しない者が使用するとき

(使用できる日及び時間等)

第3条 スタジオ等（交流スペース及びギャラリーを除く。）を使用できる日及び時間は、月曜日から日曜日の午前9時から午後9時30分までとする（ただし、毎月第3日曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるとき又はその日の翌日が休日に当たるときは、その日の日後においてその日に最も近い日で休日でない日の前日）、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）を除く。）。

2 交流スペース及びギャラリーを使用できる日及び時間は、月曜日から日曜日の午前9時から午後7時までとする（ただし、毎月第3日曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるとき又はその日の翌日が休日に当たるときは、その日の日後においてその日に最も近い日で休日でない日の前日）、年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで

)を除く。))。

3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、使用を認める。

(1) 午前8時30分から午前9時までの間において、第2条第1項第1号及び第3号に該当し、市長が特に必要と認めるもの。

(2) 鹿児島市が主催する又は共催若しくは後援する団体が開催する、会議、セミナー、研修会等で、市長が特に必要と認めるもの。

(使用許可申請の時期)

第4条 使用許可申請の時期は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1項第1号に該当するとき 使用予定日の4カ月前から使用予定日の前日(ただし、市の閉庁日を除く。)まで

(2) 第2条第1項第2号及び第3号に該当するとき 使用予定日の3カ月前から使用予定日の5日前(ただし、市の閉庁日を除く。)まで

(3) 第2条第1項第4号に該当するとき 使用予定日の1か月前から使用予定日の5日前(ただし、市の閉庁日を除く。)まで

2 前項の規定にかかわらず、外部講師の招聘等のために市長がやむを得ないと認める場合は、期間外であっても申請を受け付ける。

(継続使用の制限)

第5条 スタジオ等の使用にあたり、3日以上(ただし、ユーティリティスタジオを展示室として使用する場合は8日以上、ギャラリーを使用する場合は15日以上)の継続使用は認めない。

2 前項の規定にかかわらず、事業上の目的を達成するために、市長が特に必要と認める場合には、3日以上(ただし、ユーティリティスタジオを展示室として使用する場合は8日以上、ギャラリーを使用する場合は15日以上)の継続使用を認める。

(使用料の減免)

第6条 規則第13条第1項第4号に定める「市長が特に必要と認めるとき」については、第2条第1項第1号及び第2号に該当するときであって、次の各号に該当しないときとする。

(1) 営利法人や個人事業主等が、営利目的で年会費等を徴収した会員のみを参加者対象とした会議、セミナー等を行うために使用するとき

(2) 国や地方公共団体等から委託料等を受けて実施する事業のために使用するとき(国や地方公共団体が委託料等を支払って実施する事業のために使用するときも同様とする。)

(使用後の原状回復)

第7条 スタジオ等の使用が終了した場合は、机、椅子等を原状に回復することとし、使用時に発生したごみ等は責任をもって持ち帰らなければならない。また、テストキッチンを使用した場合においては、キッチン設備、食器類等を洗浄の上、元の場所へ収納しなければならない。

ない。

(使用制限)

第8条 スタジオ等の使用にあたっては、次の各号に該当する行為は認めない。

- (1) 販売行為を主としたもの
- (2) 所定の場所以外での飲食（ただし、お茶、コーヒー等は除く）。なお、所定の場所以外で飲食を伴う会議等を開催する場合は、事前に許可を得ること
- (3) 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設の駐車場の使用
- (4) 鹿児島市クリエイティブ産業創出拠点施設入居用施設使用者等の業務の妨げになる行為
- (5) 政治又は宗教目的の会議、研修等
- (6) 第2条第1項第3号に該当するときで、その使用目的が鹿児島市の産業振興に資する会議、セミナー、ワークショップ、展示、商品開発、研究開発、情報発信、交流等に該当しないもの

(公衆無線LANの使用)

第9条 スタジオ等の使用にあたり、「ビジネス・インキュベーションかごしま公衆無線LAN」を使用する者は、ビジネス・インキュベーションかごしま公衆無線LANの利用規約に同意したものとす。

付 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。